

# デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第38条第5項の規定に基づき、デジタル社会の実現に向けた重点計画について、下記のとおり意見を申し上げます。

## 記

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は、地方の意見を丁寧に聴き、デジタル社会を見据えた制度設計を行うなど主導的な役割を果たしつつ、都市自治体が重点計画に基づき進めている取組について、進捗に支障をきたすことのないよう、的確な情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、急速なデジタル化に伴うデジタルデバイド対策については、今後、都市自治体の更なる取組・役割が想定されることから、独自の取組を行う都市自治体への必要な支援を行うこと。

2. 地方創生2.0においても、AI・デジタルなどの新技術の徹底活用等を基本的な考え方に行っていることも踏まえ、国は、若者・女性に選ばれる魅力的な地域づくり等に必要な施策の推進等のため、十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じること。例えば、持続可能な社会を維持するために産業構造のデジタル化を明確に位置付け、都市自治体の中小企業のデジタル化推進に特化した補助金・研修・専門家派遣をパッケージ化して支援すること。

3. 地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であるが、都市部への人材流出・偏在による弊害が顕在化していることから、産官学連携など効果的な人材育成や人材還流促進の取組を強化すること。また、都市自治体におけるデジタル人材の育成・確保についても、一般職と専門職双方において、具体的な取組がより進むよう、更なる支援を行うこと。

4. 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹業務システムについて、システム移行に係る経費については、令和7年度末までの移行期限に向けて準備に邁進してきた都市自治体が、事業を完了することができるよう、速やかに全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。「特定移行支援システム」については、引き続き、都市自治体の推進体制や進捗状況も踏まえ、適切な認定や必要な支援を行うとともに、令和7年度までに移行するシステムと同様、移行に必要な経費については、全額国庫補助により確実に措置すること。

また、標準化・ガバメントクラウド移行後のシステムに係る運用経費についても、国が主体となって、関係者との協議を更に実施し、ガバメントクラウド利用料に対する低廉な料金設定の実現や為替リスクへの対応をはじめ、高騰している運用保守費やアプリケーション利用料、接続回線料等を含め、運用コストが移行前を上回ることがないように必要な対策を行うとともに、確実な財政措置を講じること。その際、国に起因するコスト増に対しては、全額国費により確実に措置すること。

さらに、今後においても、基幹業務システムを国主導で構築する場合、開発費や運用経費等の増を招かないよう機能追加等に関し厳格に管理するとともに、将来的なシステムに係る経費負担などをよく検証し、国及び地方公共団体相互においてより良い方策を継続して検討していくこと。

5. ガバメントクラウドの管理・運用について、適切なクラウド運用の体制を構築し、障害を未然に防止するとともに、障害発生時に遅滞なく周知し、早急に復旧できるよう適切に措置すること。

また、セキュリティ体制の確保に努め、住民サービスへの不利益が生じないよう万全の対策を講じるとともに、システムの標準化に伴いガバメントクラウド上で、又はガバメントクラウドに接続して運用する自治体の各種システムにおいて実施するセキュリティ対策や障害対応についても、ガバメントクラウド利用の特性にかんがみ、安定的で安全・安心な運用が図れるよう、財政支援を含め十分な支援を行うこと。

6. 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に当たっては、所管省庁によるデジタルを前提とした業務改革（BPR）や規制の見直しを積極的に進めるとともに、現場において関連する業務の連携等による業務効率化が図られるよ

う、関係省庁間の連携も併せて実施すること。その際、既に行っている都市自治体の取組を検証し、都市自治体のニーズや課題を十分把握すること。

7. デジタル化の進展に伴い、個人情報等の利用が拡大していることから、個人情報保護法に則した運用を行うとともに、その利活用については、国民の理解が得られるよう、国として分かりやすく丁寧に説明すること。

8. マイナンバー制度の安全性や信頼性の確保に向け、丁寧かつ十分に分かりやすい説明に努め、制度に関する知識啓発を行いながら、マイナンバーカードの安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの構築を図ること。

また、今後のカード等の更新に当たっては、都市自治体の窓口の混雑や職員の負担増が想定されることから、住民及び自治体に対し過度な負担が生じないように更新手続の簡素化の検討や財政支援も含めた支援策を講じること。

さらに、健康保険証や運転免許証、在留カード等との一体化、救急業務や健康・医療・介護分野、母子保健分野における利用などマイナンバーカードの利用拡大に当たっては、当該カードの安全性はもとより、住民の利便性及び自治体の負担軽減を十分踏まえた制度設計・運用を行うこと。

加えて、行政手続のオンライン件数の増大が見込まれることから、マイナポータルの機能拡大や継続的な改善に取り組むとともに、公的個人認証サービスや個人向け認証アプリケーションの利便性向上等UI・UXの更なる改善に取り組むこと。

9. アドレス・ベース・レジストリについて、今後の整備範囲や整備スケジュールの検討等に当たっては、都市自治体に対し過度な負担が生じないよう、必要な支援策を講じること。

10. 都市自治体におけるAIの利活用については、業務の効率化への期待がある一方で、AI活用に関する適切な運用ルールを策定し、AIの判断がブラックボックス化しないよう説明責任を果たす必要があること、個人情報に係る情報漏洩や不正アクセスのリスクへの対応、行政サービスにAIを導入することに対する住民の理解など様々な課題があることから、導入に向けた期限を区切ることなく、各自治体の判断を尊重し、丁寧な意見調整を図ること。また、導入を希望する自治体に対しては、十分な財政支援も含めた支援

措置を講じること。

11. 重点計画に掲げられた具体的な施策については、早期に住民がその恩恵を享受できるよう、広く普及しているスマートフォン等のデジタル機器や技術を考慮し、ユーザオリエンテッドなサービスや情報システムの導入、セキュリティ対策を検討すること。
12. 重点計画では、様々な項目において目標時期や数値目標等が示されているが、各都市自治体においては、推進体制や予算を確保したうえで工程表等に基づき計画的に進める必要があることから、国においては、迅速な情報提供を行い、より具体的なスケジュール等を早急に示すとともに、必要な財政支援を講じること。
13. 重点計画に基づいてデジタル社会の実現に向けた具体的な施策が講じられること等から、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画の策定等に当たっては、本会对し、できる限り十分な時間的余裕をもって意見聴取すること。

令和7年5月30日

全 国 市 長 会